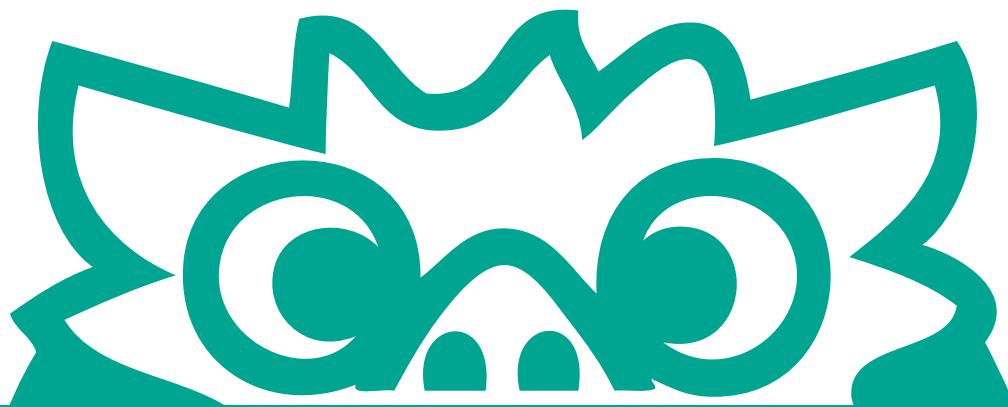


Y U I K U R U



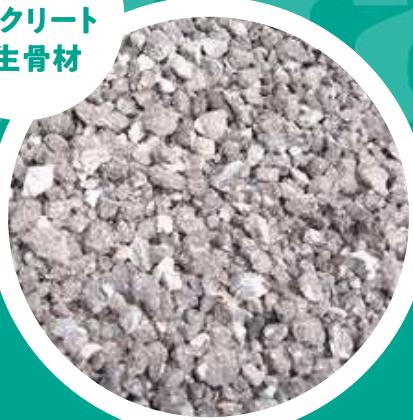
沖縄県リサイクル資材評価認定制度

ゆいくる

道路
アスファルト
舗装



アスファルト
コンクリート
再生骨材



廃棄物は建設資材
の原料となり、
工事現場で
再生利用
されています。

ゆいくるは
『リサイクル』と
『ゆいまーる(沖縄方言)』を
掛け合わせたものだよ!

アスファルト
コンクリート塊



01 沖縄県リサイクル資材評価認定制度とは？



背景

島嶼県である本県において、持続可能な資源循環型社会構築に向けリサイクルの推進が必要となる中、沖縄県土木建築部では、平成16年7月に公共事業等で使用する建設リサイクル資材を認定し、利用の促進を図る制度「沖縄県リサイクル資材評価認定制度」（以下、「ゆいくる」）を制定しました。

『資源循環型社会』とは？

天然資源の消費及び廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷が可能な限り低減される社会のこと。
これを実現するためには、次の点を達成しなければなりません。

1. 廃棄物の発生抑制

2. 資源の循環的利用

3. 適正な処分場の確保

『ゆいくる』の果たす役割は？

ゆいくるは、廃棄物最終処分場の延命化や天然資源の採取に伴う環境負荷を低減する等、沖縄県内ひいては、地球環境全体の保全につながる貢献をしています。

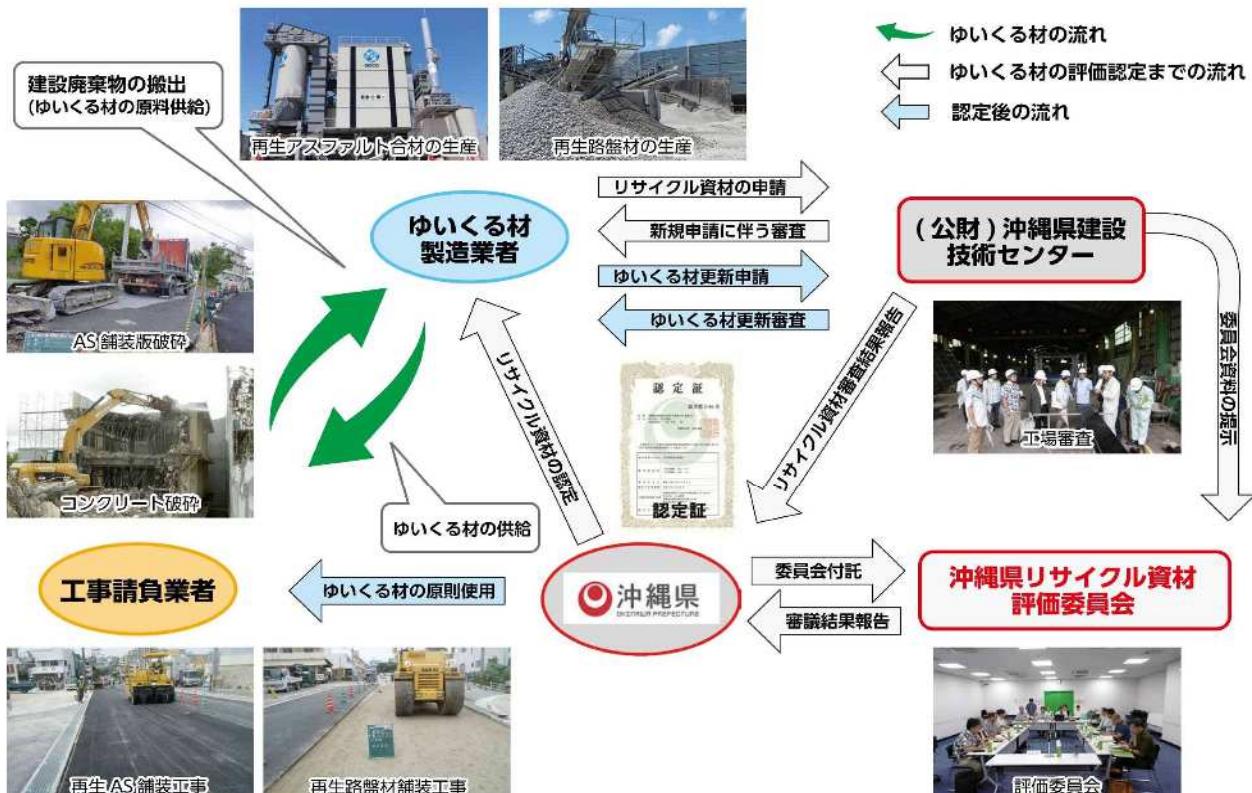


概要

ゆいくる材は、公共工事で使用される建設資材としての品質・性能、環境に対する安全性等の評価基準が定められています。申請された資材は、評価基準に適合するか審査等機関により審査を行い、審査結果に基づき沖縄県知事から評価委員会へ付託され、評価委員会における審議の結果、「ゆいくる材」として認定されます。

『ゆいくる』のしくみ

沖縄県はゆいくる材を認定後、品質管理要領によりゆいくる材の品質・性能、安全性が確保されているか継続的にチェックを行っています。公共工事で発生する産業廃棄物をゆいくる材製造業者へ搬出し、ゆいくる材製造業者はゆいくる材を公共工事の請負業者に販売します。



02 『ゆいくる』のメリットは？



ゆいくるには県民と製造者、工事受注者に以下のようなメリットがあります。

県民にとって

- これまで破棄されていた様々な不要物等を再生資源原材料とした建設リサイクル資材が、ゆいくるによって品質・性能等が保証されることにより、公共事業における使用が促進されるため、廃棄物最終処理場の延命化や新材の採取にともなう環境負荷を低減する等、環境の保全、循環を基調とした持続可能な社会づくりに貢献します。

リサイクル 資材の製造者に とっては

- ゆいくる制度に申請し、認定された建設資材は、沖縄県土木建築部が発注する公共工事で利用方針に従って、優先的に使用されます。
- 県土木建築部発注工事では、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合、ゆいくる材 製造施設等へ優先して搬出されるので、原材料を集めやすくなります。
- ゆいくるのロゴマーク（右図）を使用して製造販売が可能になります。
- ゆいくるの認定資材「ゆいくる材」としてホームページ等に情報が掲載され、地球環境に貢献しているメーカーとして公表されます。



工事受注者に とっては

- 発注者へ提出する建設資材の使用材料承諾時に、品質・性能、安全性の確保されたリサイクル資材の選定が容易になり、適正なリサイクル資材の円滑な使用が可能となります。
- 工事成績評定において、加点対象となるゆいくる材を使用した場合、主任監督員の評定において、加点が行われます。

※加点対象外のゆいくる資材→コンクリート殻及びアスファルト殻を使用したゆいくる製品
「県産品使用状況報告書」対象製品

03 沖縄県リサイクル資材評価委員会とは？



評価委員会のメンバーは学識経験者、産業廃棄物の業界関係者、行政担当者等で構成されています。下記の内容や申請のあったリサイクル資材をゆいくるに認定するかどうかについて、工場審査などと合わせて、年1回審議を行います。

- 申請のあったリサイクル資材の品質や性能について
- すでに認定されたゆいくる材の安全性などの重要変更案件について
- 沖縄県リサイクル資材評価基準の改定について



委員工場審査の実施状況



評価委員会の開催状況

04 『ゆいくる』の認定を受けるには？

評価委員会で承認された資材には
認定証が交付されるのだ



ゆいくる材の申請受付は毎年、年度当初頃に行っています。詳細は、ゆいくるの審査等機関である沖縄県建設技術センターのホームページにて御確認下さい。

- ゆいくるに基づく『リサイクル資材評価基準（以下、評価基準）』の対象資材である製品の開発・製造・販売の実績が必要です。
- 評価基準はゆいくる材に求められる品質・性能や環境に対する安全性等を規定したものです。申請の際は必ず御確認下さい。
- 申請書を作成の上、受付期間内に申請して下さい。なお、申請ヒアリングは予約制です。
- 申請受付後、工場審査及び製品の確認試験等を実施し、申請内容と併せて、その結果を『沖縄県リサイクル資材評価委員会』（以下評価委員会）で審議します。
- ゆいくる材として認定された場合、申請者へ認定証が交付されます。



05 評価基準の改定(対象資材の追加等)は可能?



評価委員会で審議の上、承認される必要があります。

- 評価基準改定要望書を提出して下さい。書面審査後、評価委員会で審議を行います。
- 評価基準の改定要望と資材の申請受付は同時に行うことも可能です。但し、評価委員会における申請資材の審査は評価基準改定要望が承認された場合にのみ行いますので、予め御了承下さい。
- 改定要望の受付も毎年、年度当初頃に資材の申請受付と同時に行います。

06 ゆいくる材の品質はどのように保たれているの?



公共工事の現場に不適切なリサイクル資材が搬入されることを防ぐことや適正なゆいくる材の調達及び適切な品質管理を行うことを目的として、沖縄県土木建築部では平成 19 年 7 月に『沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）品質管理要領』を制定（必要に応じ、隨時改定）し、以下の内容で運用しています。

- 沖縄県土木建築部発注の工事で使用する全ゆいくる材について、原料となる再生資源の納入状況や評価基準の適合状況について、書面による確認を行ってもらいます。（評価基準の適合状況については一部対象外の資材が有ります）
- 使用頻度の多い再生資源含有路盤材については、車道路盤工に限り現場において不純物混入率・再生資源含有率の現場簡易試験を行ってもらいます。また、車道路盤工の施工規模に応じて沖縄県建設技術センターへ採取試料を送付して粒度・不純物混入率・再生資源含有率試験のサンプル送付試験を行ってもらいます。
- 沖縄県建設技術センターにおいて認定業者の工場検査（実地調査・採取試料の確認試験）を実施します。
- 認定業者は年1回、認定製品の自主品質管理試験を行ってもらいます。また、1年間の製造・販売実績等について報告を行ってもらいます。
- その他の詳細については沖縄県建設技術センターのホームページをご覧ください。





【ご質の皆様へのお願い】

「ゆいくる」は、沖縄県土木建築部が発注する公共工事で認定資材を積極的に使用することを目的としている制度です。

県内の各市町村に対してもゆいくる材の使用をより一層促していく方針です。

県民の皆様もゆいくる材の利用にご理解・ご協力をお願いします。

08 対象資材にはどのような区分等がありますか?

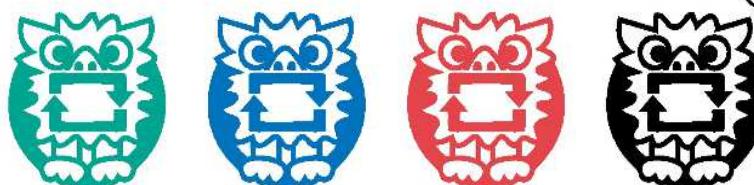
現在は 20 資材の
基準があるのに

下記の資材を対象としています。これらは評価基準により資材に求められる品質・性能、再生資源含有率、環境に対する安全性、品質管理、環境負荷等が定められています。今後も建設工事で使用可能なりサイクル資材を対象に認定資材の拡大、評価基準の改定を行っていきます。

認定対象資材	原料となる再生資源の種類
① 再生資源含有加熱アスファルト混合物	アスファルトコンクリート再生骨材・一般産業廃棄物溶融スラグ等
② 再生資源含有路盤材	セメントコンクリート再生骨材・アスファルトコンクリート再生骨材・一般廃棄物溶融スラグ・石炭灰(ボルテック碎石等)・焼却灰・電気炉酸化/還元スラグ・磨石膏ボード・磨ガラス
③ 再生資源含有コンクリート	電気炉酸化スラグ骨材・コンクリート用再生骨材・一般廃棄物溶融スラグ・下水汚泥溶融スラグ骨材・陶磁器くず(レンガを除く)
④ 再生資源含有コンクリート二次製品	電気炉酸化スラグ骨材・一般廃棄物溶融スラグ骨材・下水汚泥溶融スラグ骨材・陶磁器くず(レンガを除く)・コンクリート用再生骨材・JISフライアッシュ骨材等
⑤ 再生資源含有舗装用ブロック	採石・窯業廃土・鉄鋼スラグ・鉛砂・陶磁器くず・石炭灰・磨プラスチック・貝殻・建設廃材・磨ゴム・磨ガラス・都市ごみ焼却灰・産業廃棄物焼却灰・製紙スラッジ・石材スラッジ等
⑥ 再生資源含有建築用資材	廃断熱材・一般廃棄物溶融スラグ・琉球石灰岩スラッジ等
⑦ 再生資源含有型枠材	再生型枠材として所定の品質・性能を有する再生資源
⑧ 再生資源含有タイル	採石・窯業廃土・鉄鋼スラグ・鉛砂・陶磁器くず・石炭灰・磨プラスチック・建設廃材・磨ガラス・製紙スラッジ・アルミスラッジ・磨き砂汚泥・磨ゴム・石材くず等
⑨ 再生硬質塩化ビニル管 ・再生波付硬質合成樹脂管	廃硬質塩化ビニル管・廃波付硬質合成樹脂管等
⑩ 再生資源含有木代替材(木質ボード)	再・未利用木材(合板・製材工場残材・建築解体材・使用済み梱包材・製紙未利用低質チップ・間伐材・剪定枝などの植物繊維等)
⑪ 再生資源含有プラスチック資材	廃プラスチック類(廃自動車バンパー等)
⑫ 再生資源含有土砂代替材	建設汚泥・浄水汚泥・磨ガラス・石炭灰・電気炉酸化スラグ・コンクリート塊・一般廃棄物溶融スラグ・下水汚泥溶融スラグ・炭酸カルシウムペレット・陶磁器くず等
⑬ 再生資源含有土壤改良材・肥料・植生基材	磨ガラス・下水汚泥・家畜糞尿・刈草・伐採/剪定木・未利用木材・樹皮・クリンカッシュ等
⑭ 再生資源含有瓦	フライアッシュ等
⑮ 再生資源含有防草材	古紙・石炭灰・建設発生木材(防腐処理木材を除く)・伐採/剪定木・一般廃棄物溶融スラグ
⑯ 再生資源含有歩道等の舗装材	磨ゴム・磨プラスチック・磨ガラス・炭酸カルシウムペレット等
⑰ 再生資源含有鉄鋼製品	金属くず(鉄スクラップ)
⑱ 再生資源含有セメント	石炭灰・焼却灰・コンクリートくず等
⑲ 再生資源含有コンクリート混和材	石炭灰
⑳ 再生資源含有流動化処理土	建設汚泥・採石スラッジ

※着色欄は認定された製品があるもの(令和6年3月現在)

※評価対象資材の最新情報は、沖縄県土木建築部 技術・建設業課ホームページをご覧下さい。



緑・青・赤・黒の
4色から選べるのだ!

ゆいくるロゴマーク

ゆいくる制度に関するお問合せ

沖縄県リサイクル資材評価認定制度【事務局】

沖縄県 土木建築部 技術・建設業課
(技術管理班)

那覇市泉崎1-2-2(県庁11F)

・TEL:098-866-2374 / FAX:098-866-2506

・URL:<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/>

・E-mail:aa060119@pref.okinawa.lg.jp

ゆいくる材の申請に関するお問合せ

沖縄県リサイクル資材評価認定制度【審査等機関】

公益財団法人 沖縄県建設技術センター
(試験研究部 建設リサイクル班)

那覇市寄宮1-7-13

・TEL:098-833-4196 / FAX:098-836-5432

・URL:<http://www.okinawa-ctc.or.jp>

・E-mail:yuikuru@okinawa-ctc.or.jp